

福島県商業まちづくり審議会 委員公募のお知らせ

募集期間：令和7年10月21日（火）～令和7年11月11日（火）

1 公募の趣旨

県では、「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」や「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を目指し、平成17年10月に「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」を制定し、複数の市町村のまちづくりに影響を及ぼす特に規模の大きな小売商業施設（特定小売商業施設：小売商業施設のうち、店舗面積の合計が8,000㎡以上となるもの。）の立地について、広域の見地から適正な配置を促進しております。

また、県は、「商業まちづくり基本方針」に基づき、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの推進と調和した小売商業施設の立地その他の商業に係る活動（＝商業まちづくり）を推進することとしております。

商業まちづくりは、県民の日常生活に深く関わるものであり、県民の皆様の視点を取り入れた審議を行うため、同審議会委員1名を募集します。

2 審議会の概要

設置根拠

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第22条第1項の規定に基づき、知事の附属機関として設置されているものです。

審議事項

- ・福島県商業まちづくりの推進に関する条例の規定により定められた事項（特定小売商業施設の新設届出等に係る県の意見の審議等）
- ・商業まちづくりの推進に関する事項

委員構成

委員数は7名以内であり、専門家（学識経験者・まちづくり関係者等）及び公募委員で構成されます。

任期

令和7年12月15日から令和9年12月14日までの2年間

開催回数

案件に応じて開催します。

（1回の審議時間は2時間程度であり、主に福島市内で開催します。）

謝礼等

審議会に出席した場合は、報酬（1日につき9,000円）と旅費（福島県旅費条例に基づく金額）をお支払いします。

3 応募要領

募集人数

1名

募集期間

令和7年10月21日（火）～令和7年11月11日（火）

持参 ⇒ 期間内（土日祝日を除く。）の8時30分から17時15分まで受付

郵送 ⇒ 令和7年11月11日（火）必着

電子メール ⇒ 令和7年11月11日（火）17時15分まで受付

応募資格

次の全ての要件を満たす方（国・地方公共団体の議員及び公務員を除く。）

- ・福島県内に居住又は通勤している方
- ・年齢18歳以上（令和7年10月1日現在）の方
- ・県内（主に福島市）で開催される審議会に出席できる方
- ・地方公務員法第16条の各号に該当しない方

応募方法

以下の書類を末尾の応募先まで、郵送か持参又は電子メールにて送信してください。

なお、提出いただいた書類は返却しません。

・応募申込書

⇒ 福島県商業まちづくり課のホームページからダウンロード可能です。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021d/syoumachi-koubo.html>)

・作文（800字以内、様式自由、テーマの記載は不要）

テーマ：「大型商業施設と地域の商業が、共存共栄するために重要なこと。」

選考方法

以下のとおり、応募申込書、作文及び面接により選考します。

※ 応募及び面接への出席に要する費用は応募者の負担となります。

【第1次選考】書類（応募申込書及び作文）による選考

※ 第1次選考の結果は、応募者本人に対し、11月19日（水）までに文書でお知らせします。

【第2次選考】面接による選考

※ 第2次選考（面接）の日時及び会場については、第1次選考を通過した方本人に対し、文書でお知らせします。（面接は令和7年11月25日（火）午後を予定していますが、変更する場合がありますのでご承知おきください。）

※ 第2次選考の結果は、応募者本人に対し、文書でお知らせします。

応募先・問合せ先

〒960-8670

福島市杉妻町2-16 西庁舎12階

福島県商工労働部商業まちづくり課 電話：024-521-7126

メールアドレス shougyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp